第1回 年金積立金管理運用独立行政法人の 運営の在り方に関する検討会

平成21年11月30日

資料4

厚生年金・国民年金の積立金運用について

平成21年11月 厚生労働省

年金積立金の意義等について

/ 【年金積立金の意義】

【運用組織の変遷】

〇 将来、高齢者世代の割合が高まることから、保険料のうち年金給付に充てられなかったもの を年金積立金として運用し、年金財政の安定化に活用。

【運用の基本方針】

〇 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。

-) 平成12年度まで全額を旧大蔵省資金運用部(現在の財務省財政融資資金)に預託。
- 平成13年度以降財投改革により、厚生労働大臣から、直接、旧年金資金運用基金に寄託し、管理運用する方式に変更。
- 平成18年度以降専門性を徹底し、責任の明確化を図る観点から、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立し、管理運用。

年金積立金管理運用独立行政法人の概要

- 事業の目的 厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うと ともに、その収益を国庫納付することにより、厚生年金保険事業 及び国民年金事業の運営の安定に資する。
- 〇 設立年月日 平成18年4月1日
- 〇 役職員 理事長、理事1名、監事2名、職員75名(平成21年7月)
- 〇 事業の概要 厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理・運用等 運用資産額:約118兆円(平成21年3月末)
- 〇 運用方法 民間運用機関(信託銀行及び投資顧問会社)に運用を委託している ほか、国内債券の一部を自家運用している。
- 〇 運用委員会 · 中期計画及び業務方法書の審議、法人が行う年金積立金の管理 運用業務の実施状況の監視等を任務とする
 - ・委員は、経済・金融の専門家等の学識経験者から厚生労働大臣 が任命

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制」などの考え方により、運用。
- 年金積立金全体約124兆円(平成20年度末)
- 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。

(長期的な目標、1.1%(足下は、移行期としてより低い利回りを設定。))

専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に 特化した独立行政法人において運用。

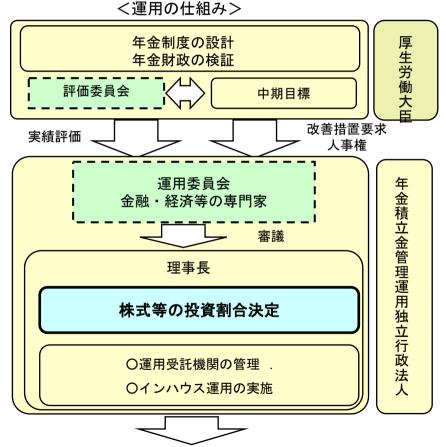
<基本ポートフォリオ>

国内 情 券 67 %

<年金積立金全体の運用実績>

·13年度(自主運用開始)~20年度の累積収益額

: 約14兆円(平均収益率、1. 1%)



(運用受託機関)信託銀行・投資顧問会社(80ファンド)

運用委員会の委員名簿

(平成21年11月13日現在)

```
臼杵 政治 株式会社ニッセイ基礎研究所年金研究部長兼主席研究員
```

〇宇野 淳 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

草野 忠義 財団法人連合総合生活開発研究所理事長

小峰 隆夫 法政大学大学院政策創造研究科教授

佐藤 久恵 日産自動車株式会社財務部主管チーフインベストメントオフィサー

富田 邦夫 三菱電機株式会社顧問

能見 公一 株式会社産業革新機構代表取締役社長

引馬 滋 一般社団法人CRD協会代表理事会長

本多 俊毅 国立大学法人一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

◎米澤 康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

(五十音順・敬称略)

- ◎ 委員長
- 〇 委員長代理

運用委員会関係条文

〇 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)

第三章 運用委員会

(運用委員会の設置及び権限)

第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

- 2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。
 - ー 業務方法書の作成又は変更
 - 二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第二十条において「中期計画」という。)の作成又は変更
- 3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。
- 4 運用委員会は、前二項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運用委員会の組織)

第十六条 運用委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

(委員)

- 第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者の うちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 (略)

運用委員会の開催状況及び議事について

<平成20年度における運用委員会の開催状況(計9回)>

- 運用委員会において、毎回、リスク管理状況等の報告のほか、以下の議題を審議 ①次期基本ポートフォリオの検討、②運用受託機関の見直し、③議決権行使状況の概要、 ④四半期ごとの運用状況、⑤21年度以降におけるキャッシュアウト など
- <運用委員会の議事>
- 管理運用法人において、以下のとおり取り扱っている。
 - 1. 運用委員会の会議については、非公開。
 - 2. 運用委員会の議事については、次の事項を記載した議事要旨を作成。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事となった事項及び議論の概要
 - 3. 運用委員会の議事要旨は、運用委員会の確認を得て公表。
 - ※ 議事録は非公開。

運用受託機関の見直しについて

管理運用方針【抜粋】

第5運用受託機関の選定及び評価等に関する事項

- 1. 運用受託機関
- (3)一部回収・解約の基準及び方法

管理運用法人は、運用受託機関に委託する資産について、一部回収・解約をする場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。

- ① 一部回収・解約の基準
 - イ. 総合評価に基づく運用受託機関の見直し

原則として3年ごとに運用受託機関の見直しを行うものとする。

見直しにおいては、総合評価に併せて、(1)により新たな運用受託機関の選定を行うものとし、総合評価が同じ運用スタイルをとる運用受託機関については、選定の対象である新たな運用機関との比較を行う。

その結果、運用能力が低いと判断した運用受託機関は解約する。

- 3. 総合評価の方法
- (1)運用受託機関

管理運用法人は、運用受託機関の選定基準、配分基準及び一部回収・解約基準における総合評価については、次のとおり行うものとする。

- ② 一部回収・解約基準及び配分基準における総合評価
 - 一部回収・解約基準及び配分基準における総合評価は毎年度1回(ただし、必要がある場合は随時)行うこととし、評価項目は次のとおりとする。
 - 定量評価(略)定性評価(略)

運用受託機関の選定

運用受託機関構成の見直し

◆運用受託機関構成(マネージャー・ストラクチャー)
の見直しは、原則として3年毎に行うこととしている。

短期間の運用実績で運用機関の運用能力を評価する場合、短期的な市場動向の影響を強く受けることから、少なくとも3年以上の期間を経過した段階で評価を行っている。

国際的に認められているグローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS)においては、短期的な運用実績は信頼性に欠けるとして、 運用実績については少なくとも5年間の記録の提示を運用機関に 求めている。

◆運用受託機関構成の見直し状況

平成18年度	外国債券アクティブ運用(新規2ファント、、既存5ファント、解約2ファント)
平成19年度	国内株式アクティブ運用(新規107ァント、既存11ファント、解約4ファント)
平成20年度	外国株式アクティブ運用(新規11ファント、、既存3ファント、解約9ファント)

運用受託機関の選定

◆年金積立の運用を受託するために必要な認可や 年金資産の運用残高等、満たすべき要件を設定

公 募

評価事項

● 投資方針

- 運用プロセス
- コンプライアンス
- 組織・人材
- 事務処理体制
- 運用委託手数料

総合評価結果及び運用受託機関構成を勘案

